

行政機関等匿名加工情報の提案募集が始まります

個人情報保護法の改正により、行政が保有する「パーソナルデータ」を「ビッグデータ」として民間事業者等に活用してもらう「行政機関等匿名加工情報提供制度」が、令和5年度から導入されました。これは、個人情報のデータベースを、個人が識別できないよう「匿名加工」して提供することで、「**新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する**」ためのものです。8月から、横浜市では初となる行政機関等匿名加工情報についての提案募集を順次開始します。※提案募集は、今後も毎年度1回以上行います。募集要項等は市ウェブサイトにも掲載します。

制度の概要(参考:個人情報保護委員会ウェブサイト)

行政機関等匿名加工情報は、加工により個人が識別できなくなったもので、「個人情報」には当たりません。



事業者等からの提案を審査し、加工のための手数料を頂き、行政機関等匿名加工情報を提供します。



(個人情報保護委員会：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/GyouseikikantoutokumeikakouInfo/>)

横浜市における本制度の利点・申込手続等詳細

全国の市町村において人口が最大である横浜市は、保有する個人情報のレコード数も最大級であるため、ビッグデータの分析対象としての価値が高いといえます。

例えば、横浜市が保有する医療・福祉関連事業の個人情報データベースを用いて作成した匿名加工情報を活用すれば、創薬・臨床分野の発展に大きく寄与することが期待できます。その他の分野においても、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性があります。

自治体にとっては新制度であり、まだまだ知られていません。多くの事業者様に知っていただき活用されることが、社会をよくすることにつながりますので、是非御取材ください。

横浜市における申込手続等の詳細は、次の URL または QR コードを御参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/tokumeikakoujouhou.html>



お問合せ先

市民局市民情報課担当課長 前田 博之 Tel 045-671-2319

参考：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）

（提案の募集）

第 111 条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第 112 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（提案の審査等）

第 114 条 行政機関の長等は、第 112 条第 1 項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

（第 5 号から第 7 号まで並びに第 2 項及び第 3 項省略）

（手数料）

第 119 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

（第 4 項から第 10 項まで省略）